

平成25年度 第6回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成25年9月26日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成25年度第5回定例会）
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成25年度第3回臨時会）
- 日程第3 報告 教育長職務代行者報告
- 日程第4 議案第20号 宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第21号 宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第22号 宮古島市スポーツマネジメントプラン検討委員会設置要綱について
- 日程第7 議案第23号 宮古島市教育委員会人事異動の承認について
- 日程第8 議案第24号 平成24年度教育事務事業点検評価報告書について
- 日程第9 その他 平成25年度一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 その他 9月定例議会一般質問要旨・答弁について
- 日程第11 その他 「教育条件・労働条件整備の改善についての要請」に対する回答について
- 日程第12 その他 平成26年度文教施策と予算に関する要望書

議案第20号

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年9月26日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

事務を適正かつ能率的に処理するため新たに職名を定めるには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項の表中

「

係長	係	係の事務を補佐し、担当事務を処理する。
----	---	---------------------

」を

「

係長	係	係の事務を補佐し、担当事務を処理する。
調整官	必要と認める課	上司の命を受けてその分掌事務を掌理し、又は特に命じられた事務を担当する。

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 9 月 2 6 日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

事務を適正かつ能率的に処理するため新たに職名を定めるには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表事務職員の項及び技術職員の項中「係長」の次に「、調整官」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

宮古島市スポーツマネジメントプラン検討委員会設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 9 月 26 日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

宮古島市総合計画並びに宮古島市教育ビジョンに示されているスポーツアイランド形成・確立の推進施策に基づき、これらをより最適に具現化するための計画策定を検討する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市スポーツマネジメントプラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市スポーツアイランドの確立を図るため、基本方針となる「宮古島市スポーツマネジメントプラン」の策定に向け、宮古島市スポーツマネジメントプラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、宮古島市スポーツマネジメントプランの策定に向けて、次に掲げることを検討する。

- (1) スポーツマネジメント方針に関すること。
- (2) スポーツ施設運営方針に関すること。
- (3) 指導者等人材育成に関すること。
- (4) パッケージモデル事業の展開に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 地域関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条に定める「宮古島市スポーツマネジメントプラン」の策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(報償金)

第6条 委員に対する報償金は、予算の範囲内で決定し、これを支払うものとする。

る。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、生涯学習部市民スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

宮古島市教育委員会人事異動の承認について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 9 月 26 日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

人事異動案について、承認を求める必要があるので、本案を提出します。

議案第 24 号

平成 24 年度教育事務事業点検評価報告書について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 9 月 26 日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定により、作成する必要があるため、本案を提出します。